

○鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例

平成26年7月17日

条例第7号

鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項及び第3項の規定に基づき、鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）及び鎌倉市いじめに関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡協議会の所掌事務)

第2条 連絡協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(連絡協議会の組織)

第3条 連絡協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 連絡協議会の委員（次条及び第5条において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 心理、福祉等に関し専門的な知識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学校の職員
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱され、又は任命された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査委員会の所掌事務)

第6条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう。）その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

(調査委員会の組織)

第7条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 調査委員会の委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関し専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(準用)

第8条 第4条及び第5条の規定は、調査委員会の委員について準用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会及び調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。